

[仮訳]

2003年9月25日

プレスリリース

本日、IOSCO (証券監督者国際機構) 専門委員会は、信用格付機関 (CRA) の活動に関する原則に係るステートメント(声明)を発表した。

原則ステートメントは、信用格付機関の格付プロセスの誠実性を強化するとともに、信用格付機関が投資家に情報の多い独立した意見・分析を提供することを助けるものであると専門委員会が考える高次の目的を定めるものである。これらの原則には、以下のものが含まれる。

1. 信用格付機関は、借り手、貸し手その他の市場参加者間の情報の非対称性を縮小させることを助ける意見を出すよう努めるべきである。
2. 信用格付機関の格付決定は、いかなる政治的・経済的圧力からも、またその資本構成、事業・財務活動またはその従業員の金融上の利害によるいかなる利益相反からも、独立かつ自由であるべきである。信用格付機関は、信用格付業務の独立性・客観性を損わせまたは損わせるように見える可能性のある活動・手続・関係をできる限り避けるべきである。
3. 信用格付機関は、開示と透明性を格付活動の目的とするべきである。
4. 信用格付機関は、秘密保持合意の条項又は情報が秘密のまま共有されるとの相互理解の下、発行体又はその代理人から伝えられたすべての非公開情報の秘密性を維持するべきである。

これら基本原則は、主要な目的の達成を推進するための諸原則を有する。

信用格付機関の活動に関する原則を公表するに際し、原則を策定するための作業部会の長であった米国 SEC (証券取引委員会) のカンボス委員は、次のように述べている。信用格付機関が利益相反や分析の独立性への脅威に曇らされることなく意見を示し、信用格付機関が注意深く十分に検討された分析の提供に専念し、発行体が信用格付機関に対し十分かつ正確な情報開示を提供する場合には、信用格付機関は市場参加者に対して価値のあるサービスを提供することができるかもしれない。専

門委員会の原則ステートメントは、金融市場における信用格付機関の重要な役割に照らして、信用格付機関の活動に指針を示すであろう。これらの原則は、手法や基準よりも目的に焦点を当てていることから、異なる DSCOメンバーにおける市場の発展、法制度や政策の選択の程度如何にかかわらず、すべての DSCO国・地域において有用であることが明らかになるだろう。

専門委員会は、本日、原則ステートメントに合わせて、「信用格付機関の活動に関する報告書」も公表した。本報告書は、専門委員会の「信用格付機関に関する作業部会」によって行われた詳細なクロスボーダーの調査研究である。本報告書では、様々な国における信用格付機関がどのように活動しているか、信用格付機関の活動についての規制当局、投資家や発行体等にとっての関心事項、原則ステートメントがこうした関心事項に対処するためにどのように策定されているかが示されている。

DSCO専門委員会の議長であるオーストラリア証券投資委員会 (ASIC) のデビット・ノット委員長は、作業部会の作業を称賛している。「正しいかどうかは別として、最近の著名な企業スキャンダルの発生に際して、信用格付機関は注目を浴びてきた。信用格付機関の活動に関する原則ステートメントは、発行体と投資家の両者を同様に安心させるような方法で、信用格付機関の分析の独立性を支え、信用格付機関の意見の品質を守るために、高次の一連のアプローチを示している。」

DSCOは、公正・効率的・健全な市場を維持するため、協力と規制に関する高次の基準を促進する証券規制当局の国際的な会合である。DSCOは、現在、100以上の国・地域からの168のメンバーにより構成されている。DSCO専門委員会は、規模が大きく国際的な市場を有する15の国・地域の証券規制当局により構成されており、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題をレビューし、これらの懸念に対処するための実務的な対応について調整を行っている。

信用格付機関の活動に関する原則ステートメント及び信用格付機関に関するDSCO報告書は、DSCOのインターネットのウェブサイト(www.iosco.org)またはDSCO事務局から得ることができる。